

監査公表第16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部〔秘書広報課、政策推進課（政策推進プロジェクト室・中心市街地活性化推進室）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、看護専門学校〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年12月24日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	中	村	淳
同	山	崎	法子

平成27年度企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年11月17日（火）

2 監査の対象

秘書広報課、政策推進課（政策推進プロジェクト室・中心市街地活性化推進室）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、看護専門学校（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（1）補助金交付及び実績報告について

補助する団体にあたっては、事業及び決算報告書を速やかに作成し、団体監査報告書と共に提出していただき、出納閉鎖期日を超えないよう指導していただきたい。また、審査会で補助金額を決定及び確定をする団体については、補助の目的、内容が適正であるか十分に検証し支出するよう努めていただきたい。

（2）行政番組の放送について

早朝から同じ時間間隔での放送については、市民が視聴する有効な時間帯を把握するとともに、経費の見直しについても検証し予算措置を講じられたい。

（3）交際費の支出について

継続して支出している団体等については、再度必要性の検証をしていただき予算措置を講じられたい。

(4) 超過勤務について

超過勤務の特に多い職員については、年休を取得するよう推奨するとともに事務分担の見直しをする等健康管理に十分注意を払うよう配慮していただきたい。